

仕 様 書

令和6年度プリンター用トナーカートリッジ等の購入（単価契約）は、次の仕様によるものとする。

1 品目、品名、規格（規格・仕様等）及び予定数量等

- (1) 品目、品名、規格（規格・仕様等）及び予定数量については、別紙1のとおりとする。
- (2) 別紙1に掲げる品名については、メーカー純正品とする。
- (3) 予定数量については、最低発注数量・最大発注数量を保証するものではない。
また、予定数量と最終的な納入数量に差異が生じても、契約変更の対象とはしない。

2 納入場所

別紙2 契約者（契約担当官等）及び納入場所一覧（以下「別紙2」という。）のとおりとする。

3 契約単価

- (1) 納入に係る送料については、受注者が負担するものとし、送料を含めた契約単価とする。
- (2) 使用済みトナーカートリッジ等の回収費用については、受注者が負担するものとし、回収費用を含めた契約単価とする。

4 発注及び納入

- (1) 発注は、原則として毎月1回とする。ただし、必要に応じて発注する場合がある。
- (2) 納入は、発注を受けた日の翌日から起算して14日以内（ただし、末日が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。）の午前9時から午後5時までの間に、各納入場所の検査職員の検査を受けた後、これを行うものとする。なお、前述の納入期限に間に合わないことが見込まれる場合には、その都度、発注職員と協議するものとする。
また、受注者は、物品の納入に際して、建物、備品等の破損及び事故のないよう十分注意するとともに、納入の3日前までに発注職員に連絡し、納入の了解を得なければならないものとする。
- (3) 納入するトナーカートリッジ等の包装には、納入業者名・納入日を明記することとする
- (4) 受注者が物品を納品する場合は、納品日及び納入場所毎に納品内容が分かる書類を納品物品と併せて、各納入場所において納品検査を受けるものとする。
- (5) 納入するトナーカートリッジ等は、メーカー等が推奨する使用期限内のものとする。

5 契約不適合及び保証

- (1) 契約書に定める保証期間内にトナーカートリッジ等の不具合が生じたときは、無償で交換するものとし、返品、交換等に要する費用は、受注者の負担とする。
- (2) トナーカートリッジ等が原因でプリンターに支障をきたした場合、受注者の責任及び負

担において速やかに原因説明の上、その結果を報告するとともに、速やかにプリンターを修理することとし、その際における費用は受注者の負担とする。

なお、不良原因が即時に解明できない場合においても、代替のトナー等を納入して対応することとし、その際における費用も受注者の負担とする。

6 使用済みトナーカートリッジ等の回収

(1) 受注者は、発注者が使用した使用済みトナーカートリッジ等を適切に処分するものとする。

(2) 引渡場所は、別紙2に掲げる納入場所とする。

(3) 回収方法及び時期は、発注職員と受注者が協議のうえ決定する。

7 請求方法

請求単位は、契約者（契約担当官等）ごととし、原則として当該月に納入した物品については、月末締めで翌月請求することとする。

なお、請求書は別紙2の納入場所ごとの内訳を添付の上、提出するものとする。

8 その他

(1) 発注者は、納品場所が変更した場合は、速やかに受注者に通知することとし、受注者は、これに従うこと。

(2) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議し決定する。

別紙2 契約者(契約担当官等)及び納入場所一覧

番号	契約者	契約者住所	郵便番号	納入場所	該当官署	電話番号
1	支出負担行為担当官 中国四国農政局長	岡山県岡山市北区下石井1-4-1	700-8532	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	中国四国農政局	086-224-4511
			680-0845	鳥取県鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎 5F	鳥取県拠点	0857-22-3131
			690-0001	島根県松江市東朝日町192 本館2F	島根県拠点	0852-24-7311
			700-0927	岡山県岡山市北区西古松2-6-18 西古松合同庁舎3F	岡山県拠点	086-899-8610
			730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館6F	広島県拠点	082-228-5840
			753-0088	山口県山口市河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館3F	山口県拠点	083-922-5200
			770-0943	徳島県徳島市中昭和町2-32 2F	徳島県拠点	088-622-6131
			760-0019	香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館5F	香川県拠点	087-883-6500
			790-8519	愛媛県松山市宮田町188 松山地方合同庁舎 5F	愛媛県拠点	089-932-1177
			780-0870	高知県高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎 4F	高知県拠点	088-875-7236
2	分任支出負担行為担当官 中国土地改良調査管理事務所長	広島県広島市安佐北区可部2-6-15	731-0221	広島県広島市安佐北区可部2-6-15	中国土地改良調査管理事務所	082-819-1617
			690-0841	島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎6F	中国土地改良調査管理事務所 松江分室	0852-28-6240
3	分任支出負担行為担当官 四国土地改良調査管理事務所長	香川県丸亀市飯山町真時677-1	762-0086	香川県丸亀市飯山町真時677-1	四国土地改良調査管理事務所	0877-56-8260
			762-0001	香川県坂出市京町二丁目6番27号 坂出合同庁舎3階	四国土地改良調査管理事務所 坂出分室	0877-35-9912
			791-8058	愛媛県松山市海岸通2426-5 松山港湾合同庁舎2F	四国土地改良調査管理事務所 南予用水支所	089-989-7727
4	分任支出負担行為担当官 土地改良技術事務所長	岡山県岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎2F	700-0984	岡山県岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎2F	土地改良技術事務所	086-223-2777
5	分任支出負担行為担当官 吉井川農業水利事業所長	岡山県岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎2F	700-0984	岡山県岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎2F	吉井川農業水利事業所	086-206-2718
6	分任支出負担行為担当官 吉野川北岸二期農業水利事業所長	徳島県阿波市阿波町東原173-1	771-1703	徳島県阿波市阿波町東原173-1	吉野川北岸二期農業水利事業所	0883-35-6022
7	分任支出負担行為担当官 道前道後用水農業水利事業所長	愛媛県東温市牛瀬829-1	791-0213	愛媛県東温市牛瀬829-1	道前道後用水農業水利事業所	089-993-6454
8	分任支出負担行為担当官 六道湖西岸農地整備事業所長	島根県出雲市平田町2112-1 ひらた子育て支援センター2F	691-0001	島根県出雲市平田町2112-1 ひらた子育て支援センター2F	六道湖西岸農地整備事業所	0853-25-8252
9	分任支出負担行為担当官 南周防農地整備事業所長	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	742-1502	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	南周防農地整備事業所	0820-51-1007
10	分任支出負担行為担当官 道前平野農地整備事業所長	愛媛県西条市周布220-1	799-1371	愛媛県西条市周布220-1	道前平野農地整備事業所	0898-35-5253
11	分任支出負担行為担当官 高知南国農地整備事業所長	高知県香美市土佐山田町旭町1丁目4番10号 土佐山田地方合同庁舎 3階	782-0033	高知県香美市土佐山田町旭町1-4-10 土佐山田地方合同庁舎 3階	高知南国農地整備事業所	0887-52-8300
12	分任支出負担行為担当官 岡山南土地改良建設事業所長	岡山県岡山市北区下中野1223-5	700-0973	岡山県岡山市北区下中野1223-5	岡山南土地改良建設事業所	086-236-6240
			700-0973	岡山県岡山市北区下中野1223-5	岡山南土地改良建設事業所 小阪部川支所	086-236-6240
			714-0088	岡山県笠岡市中央町28-5 豊ビル1F	岡山南土地改良建設事業所 寺間支所	0865-60-0560